

第35回総会議事録

(令和5年5月25日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第35回総会 議事録	
日 時	令和5年5月25日（木曜日）14時00分16時00分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A
出席者の状況	総農業委員数 25名 出席農業委員数 24名 （農業委員13名・農地利用最適化推進委員11名） 欠席農業委員数 1名（別添出欠状況表のとおり）
開催形態	公開（傍聴者 0名）
	<p>第1号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第2号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について</p> <p>第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第4号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第6号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第7号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について</p> <p>第8号議案 農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査について</p> <p>第9号議案 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 特定農地貸付けの変更について</p> <p>第6号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>3 その他</p> <p>認定新規就農者の参入概要について（2件）</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>2号 許可相当</p> <p>第2号議案</p> <p>2号 承認</p> <p>第3号議案</p>

	<p>3号 承認</p> <p>第4号議案</p> <p>4号 承認</p> <p>5号 承認</p> <p>6号 承認</p> <p>7号 承認</p> <p>8号 承認</p> <p>9号 承認</p> <p>第5号議案</p> <p>保 14-19 承認</p> <p>第6号議案</p> <p>2号 承認</p> <p>第7号議案</p> <p>泉 136 承認</p> <p>瀬谷 236 承認</p> <p>泉 103 承認</p> <p>第8号議案</p> <p>承認</p> <p>第9号議案</p> <p>承認</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 午後2時00分)</p> <p>農業委員会会議規則により北村会長が議長になる。</p> <p>出席委員数報告。</p>
議長	<p>第35回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は24名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第35回総会を開会いたします。議事録署名人は、森雅則委員と福本清委員にお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議題に入らせていただきます。第1号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意思決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p><第1号議案第2号を朗読></p> <p>立地基準については、第3種農地に該当します。</p> <p>申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、残高証明により資力があることを確認しています。調整が必要な他法令はありません。</p>
野渡委員	<p>中和田南小学校から南西へ約150mの調整白地2筆です。譲受人が土地を取得し、借受予定者に資材置場として賃貸借を行うものです。</p> <p>借受予定者は、道路収用で資材置場を手放すことになり、代替地を探し</p>

ていました。申請地には、重機、鋼管、機材置場及び車両転回、駐車スペースを確保する計画で、必要最低限の面積となっています。

申請地の東側は道路、西側及び北側は畑、南側は未舗装の道路となっています。周囲は西側・北側は型枠ブロックを5段積み、南側は2段積みし、東側は鋼板の万能塀で囲います。南東側の出入口にはスチール製チェーンを設置します。場内は砕石敷き転圧にし、雨水は自然浸透にします。

南側の一部は、西側に隣接する畑の通作路確保のため、共用通路として幅2m確保します。日照、排水等の被害防除に関しても問題ありません。御審議をお願いします。

安西健一委員
事務局

出入口はどのあたりになりますか。

南側の三叉路になっている方向から入ります。北側からの道は一方通行のため、南側からしか入れません。

安西健一委員
事務局

分かりづらいので詳しくお願いします。

地図の南側に太い線がありますが、ここは道路を広くするためセットバックした部分で横浜市の土地となっております。一方通行ですが下の方からは入れるようになっています。

奥村委員

地図を見ると敷地のハッチングされた下に透けて何か見えるのですが、既存の工作物があるのでしょうか。

事務局
議長

元々あったハウスで、現在は撤去されています。

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第1号議案第2号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員
議長

(総員挙手)

総員挙手と認め、第1号議案第2号については、許可相当と決定します。

議長

次に、第2号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局
北村委員

<第2号議案第2号を朗読>

横浜薬科大学から西に約480mの農振白地6筆です。平成25年に通路及び資材置場として利用し、業者に賃貸し現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第2号議案第2号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員
議長

(総員挙手)

総員挙手と認め、第2号議案第2号については、承認と決定します。

議長

次に、第3号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第3号議案第3号を朗読>

青木委員 金子推進委員	議案の詳細については金子推進委員から説明します。 県立横浜ひなたやま小学校から北東に約 440mの調整白地 2筆です。ダイコン、サツマイモ等を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第 3 号議案第 3 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第 3 号議案第 3 号については、承認と決定します。
議長	次に、第 4 号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 北村委員	<第 4 号議案第 4 号を朗読> 東俣野小学校から南西に約 450mの農用地 3筆です。ネギ、ホウレンソウ等を栽培しており、肥培管理良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第 4 号議案第 4 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第 4 号議案第 4 号については、承認と決定します。
議長 事務局 矢島委員	次に、第 4 号議案第 5 号を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第 4 号議案第 5 号を朗読> 笠間小学校から北西に 420mの生産緑地 2筆です。ジャガイモなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第 4 号議案第 5 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第 4 号議案第 5 号については、承認と決定します。
議長 事務局 横山委員 安西勤推進委員	次に、第 4 号議案第 6 号を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第 4 号議案第 6 号を朗読> 議案の詳細については安西勤推進委員から説明します。 相鉄いずみ野駅から南東に約 450mの農用地 3筆及び農振白地 3筆の計 6筆 2団地です。キャベツやキュウリ等の露地野菜及び施設野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第 4 号議案第 6 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第4号議案第6号については、承認と決定します。
議長 事務局 青木委員 金子推進委員	次に、第4号議案第7号を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第4号議案第7号を朗読> 議案の詳細については金子推進委員から説明します。 二つ橋小学校から南に約50mの生産緑地4筆。じゃがいも等の露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
奥村委員	地目にため池とあるのですが、どのような形状で、どのような使われ方をしているのでしょうか。
金子推進委員	昔ここは田んぼが長く続いていたところで、その一番奥側に位置しています。そこに水が湧き出ていまして、それを貯めて田んぼに流していたと思われま。その後、丸子茅ヶ崎線が拡幅工事をする時に全部そういった田んぼがなくなって、最後この土地を高く盛って畑として利用していたという状況です。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案第7号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第4号議案第7号については、承認と決定します。
議長 事務局 矢島委員	次に、第4号議案第8号を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第4号議案第8号を朗読> 千秀公園から南東に約580mの農用地1筆、長尾台けやき公園から北西に約50mの生産緑地1筆、笠間大橋から南西に約440mの農用地5筆の3団地です。トマトなどの露地野菜、キュウリなど施設野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案第8号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第4号議案第8号については、承認と決定します。
議長 事務局 森委員	次に、第4号議案第9号を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第4号議案第9号を朗読> 中田中央公園から北へ約200m、東へ約200m及び東へ約150mの農用地及び振興白地の9筆一団地、ほか2筆2団地、計11筆3団地です。ネギ等の露地野菜及びぶどう、みかん等の果樹を栽培しています。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。

	<p>第4号議案第9号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4号議案第9号については、承認と決定します。
議長	次に、第5号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第5号議案 保14-19 を朗読>
青木委員	議案の詳細については金子推進委員から説明します。
金子推進委員	宮沢神明社から北に約350mの調整白地1筆です。露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありますか。なければ採決を行います。
	第5号議案保14-19について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案保14-19については、承認と決定します。
議長	次に、第6号議案「農地造成工事の承認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第6号議案第2号を朗読>
青木委員	中瀬谷消防出張所から北西に約100mの農用地2筆です。排水改善のため最大2.0mの土の入れ替えをするものです。工期は令和5年5月26日から令和5年9月30日を予定しています。御審議をお願いします。
安西健一委員	今回の工事で赤土を入れますよね。そうすると、これから農作物を作るにあたって生育障害というのはないのでしょうか。何年間か赤土ですから肥料を入れたり堆肥入れたりしないと元には戻らないと思うのですが。そのリスクを考えても、やった方がいいということでしょうか。
青木委員	実は願い出人から説明があったのですが、ネコブ線虫が出てしまって処理するのが大変なので入れ換えて、次の代、息子さんは会社勤務していますが、願い出人も高齢のため、そろそろと将来性も考えて今のうちに造成して息子に良質な畑を提供しようという計画です。
議長	他に御質問はありますか。なければ採決を行います。
	第6号議案第2号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議案第2号については、承認と決定します。
議長	次に、第7号議案「買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第7号議案 泉136 を朗読>

<第7号議案 瀬谷 236 を朗読>

<第7号議案 和泉 103 を朗読>

買い取り希望者がいましたら、令和5年6月6日水曜日までに事務局に連絡をお願いします。なお、希望者がいない場合は希望者なしとして、市長あて回答します。

奥村委員

泉 103 ですが、このように公道にも接していない土地を買い取る人とはどういった人なのでしょう。どうして買い取ってほしいと思うのか、よくわかりません。

事務局

生産緑地の制度としましては、生産緑地の指定の解除をするためには、買い取り申出という手続きを踏まないといけないということになっているので、買い取り希望者のいらっしゃらない可能性の高い土地であっても、この手続きをするということになっております。

議長

他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第7号議案泉 136、瀬谷 236、泉 103 について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第7号議案泉 136、瀬谷 236、泉 103 については、承認と決定します。

議長

次に、第8号議案「農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地利用状況調査の実施要領及び意向調査手続き規定に基づき、農地利用状況調査を実施します。なお、利用状況調査の実施方法については、例年農振農用地区域は、事務局及び市職員で全筆調査後、違反転用地や荒廃農地など課題のある土地について、担当委員に確認を依頼します。農振農用地区域以外の農地については担当委員に確認を依頼します。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第8号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第8号議案については、承認と決定します。

議長

次に、第9号議案「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<目標数値や考え方について説明>

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第9号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第9号議案については、承認と決定します。

議長 事務局 議長 南部農政事務所	<p>次に、議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。</p> <p><報告事項第1号から第6号まで一括で報告></p> <p>報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。</p> <p>御意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を南部農政事務所からお願いします。</p> <p><認定新規就農者の参入概要について（2件）></p>
議長	<p>以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見・御質問はありますでしょうか。</p> <p>御意見がないようでしたら、これをもちまして第35回総会を閉会いたします。</p> <p>（閉会 午後16時00分）</p>

令和5年5月25日開催 第35回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	北村 豁	会長	出席	議長
2	高橋 功	会長職務代理者	欠席	
3	矢島 寛	連合会理事	出席	
4	鈴木 宏		出席	
5	臼井 喜代志		出席	
6	森 雅 則		出席	議事録署名人
7	安西 八 幸		出席	
8	高橋 孝 至		出席	
9	横山 重 雄		出席	
10	福本 清		出席	議事録署名人
11	野渡 リツ子	連合会理事	出席	
12	奥村 玄		出席	
13	青木 司 光	連合会理事	出席	
14	安西 健 一	連合会理事	出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	内田 克 己		出席	
2	金子 秀 喜		出席	
3	小宮 藤 正		出席	
4	安西 勤		出席	
5	相澤 藤 雄		出席	
6	田中 豊		出席	
7	間邊 巖	連合会理事	出席	
8	根本 和 正		出席	
9	門倉 和 美	連合会理事	出席	
10	遠藤 誠 次		出席	
11	高田 芳 明		出席	

会議に出席した関係者の氏名：澤田所長、小高係長、小林事務職員、石井技術職員、吉田技術職員、
栗林事務職員、幡野事務職員
農政推進担当：畠山技術職員